

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のC会社D店（以下「事業場」という。）において、惣菜等の製造に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、請求人が弁当作りの最中に、同僚のパート従業員が近づいてきて、海苔缶を取り出すふりをして金属製の作業台の引出しを思い切り引き出したため、引出しの角が恥骨に当たり（以下「本件災害」という。）、左恥骨骨挫傷（以下「本件傷病」という。）になったという。請求人は、○年○月○日、E医療機関に受診し「毛のう炎」と診断され、○年○月○日、F医療機関に受診し「左股関節炎」と診断され、○年○月○日、G医療機関に受診し「恥骨部皮下脂肪損傷」と診断され、同年○月○日、H医療機関に受診し「当科として明らかな医学的所見ならびに確定診断名の指摘には至らなかった。」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害について

○年○月○日に発生したとされる本件災害について、請求人は、○年○月○日監督署受付の第三者行為災害届において、要旨、「同僚のパート従業員が近づいてきて、海苔缶を取り出す際、作業台の金属製の引出しを思い切り引いたため、請求人の恥骨部に当たった。」と主張しているが、会社提出の同年○月○日付け第三者行為災害報告書（調査書）において、IとJは、要旨、「本件災害があったことも、その申し立てがあったことも記憶にない。」と述べている。

このため、本件災害があったかどうかは定かではないが、当審査会としては、請求人の主張を踏まえ、念のため本件災害と本件傷病との因果関係について、以下検討する。

(2) 本件症状について

ア まず、K医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人は、打撲により痛くなったとして○年○月○日初診、外陰部に発赤と圧痛があったため毛のう炎と診断した。」と述べている。

イ L医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「視診、外診、内診ともに正常所見であり、本件災害とは関係ないと判断する。」と述べている。

ウ M医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「本件症状は受傷後○か月で消失し、その後も○年から○年にかけての受診時には痛みの訴えは

なかった。MR I では左股関節炎と診断するが、本件災害との関係は不詳である。」と述べている。

エ N医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「MR I を再度読解した結果、骨挫傷は否定的であり、恥骨部皮下脂肪損傷と診断した。」と述べている。

オ O医師は、○年○月○日監督署受付の意見書において、要旨、「MR I、CTでは明らかな異常所見はない。」と述べている。

カ P医師は○年○月○日付け意見書において、要旨、「腹部骨盤部造影CTでも明らかな異常所見はなく、確定診断名の指摘には至らない。」と述べている。

キ これらのことから、本件傷病については、N医師は骨挫傷する程のものではないとしており、L医師、O医師及びP医師は本件症状に関連した異常所見はないとし、本件傷病に対する診断は確定されていない。また、L医師及びM医師は本件災害と本件傷病との関連は特定できないとしている。当審査会としては、上記各医師の意見を踏まえ、本件災害と本件傷病との因果関係は認められず、業務上の事由によるものであるとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。